

マイナンバーの利用が始まります

☎ 行政課 行政経営係 ☎22-1446 FAX 22-1207



マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、社会保障・税制度の効率性と透明性を高め、国民の皆さんにとって、便利で公平公正な社会を実現するために導入されるものです。

この1月から、いよいよマイナンバーの利用が始まりました。市役所でも、さまざまな手続きでマイナンバーが必要になります。マイナンバーが必要となる手続きでは、**本人確認**(マイナンバーの確認書類と身元(実存)確認書類両方の提示)が必要となります。



どんな手続きでマイナンバーが必要なの？

市役所でマイナンバーが必要となる主な手続きは以下のとおりです。

分野	手続きの種類	担当・問い合わせ先	分野	手続きの種類	担当・問い合わせ先
社会 保 障	障がい者福祉 ●障害福祉サービスなどの申請 ●児童通所支援の申請 ●特別児童扶養手当の申請 ●自立支援医療(更生・育成・精神通院)の申請 ●身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請 など	介護障害支援課 障害支援係 ☎22-1145	社会 保 障	介護保険 ●要支援・要介護認定の申請 など ●資格取得届 ●被保険者証の再交付申請 ●負担限度額認定申請 など	介護障害支援課 認定審査係 ☎22-1474 介護保険係 ☎22-1141
	児童福祉 ●児童手当の申請 ●児童扶養手当の申請 など ●保育所などの入所申請および変更手続 など	子ども未来課 子育て支援係 ☎22-1146 保育係 ☎22-1147		生活保護 ●生活保護の申請	福祉総合相談課 保護係 ☎22-1144
	児童福祉(健康管理) ●母子健康手帳交付申請 ●低出生体重児届 など	健康増進課 母子保健係 ☎22-2727		戦没者遺族 ●戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求 など	福祉企画課 福祉企画係 ☎22-1457
	国民健康保険 ●資格取得・喪失届 ●再交付申請 など ●高額療養費支給申請 ●限度額適用認定申請 など	保険年金課 資格賦課係 ☎22-1138 保険給付係 ☎22-1138		市民税関係 ●平成28年1月1日以降のふるさと納税に伴う寄附金税額控除申告特例申請(ワンストップサービスの申請) ●平成28年1月1日以降の給与支払に係る給与支払報告 ●平成29年度以降の市民税申告 など ●軽自動車税減免申請 など	市民税課 市民税係 ☎22-1126 法人諸税係 ☎22-1125
	後期高齢者医療保険 ●被保険者証の再交付申請 ●高額療養費支給申請 など	保険年金課 後期高齢者保険係 ☎22-1482		固定資産税関係 ●固定資産税・都市計画税非課税申告 ●相続人代表者指定(変更)届 ●納税管理人(変更)申告 ●納税管理人(変更)承認申請 など ●償却資産申告 ●固定資産税・都市計画税減免申請 ●国際観光ホテルに対する不均一課税申請 ●固定資産税住宅耐震改修減額申告 など	資産税課 土地係 ☎22-1127 家屋係 ☎22-1249

※この他にもマイナンバーを利用する手続きがあります。詳しくは、担当部署にお問い合わせください。

※転入、転居(住民異動)や、氏名に変更があった時は、通知カードまたは個人番号カードを市民課までお持ちください。



なぜ本人確認が必要なの？

マイナンバーを使って手続きを行う際には、他人へのなりすまし行為を防ぐため、①マイナンバーの確認書類(通知カードなど)と②身元(実存)確認書類(運転免許証などの顔写真付きの身分証明書など)により本人確認を厳格に行うことが法律で義務付けられています。

ただし、申請により取得できる「個人番号カード」があれば、一枚で①と②両方の役割が果たせるため便利です。

①と②
両方が必要

①マイナンバーの確認

通知カードまたは
番号入りの住民票

②身元の確認

免許証やパスポートなど
顔写真付きの身分証明書

個人番号カード



これ1枚でOK

個人番号カードは、一枚で①と②両方の役割を果たします。取得方法は次ページへ!



「個人番号カード」はどうすればもらえるの？

1.申請 ※初回交付手数料は無料です！

個人番号カードはマイナンバーが記載された顔写真付のカードです。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請などにも利用できます。

申請方法は、主に次の2通りです。詳しくは、マイナンバーの通知カードに同封した説明書をご覧ください。

- ① **郵送** 通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請書」に本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函。
※申請書に記載されている住所や氏名に変更がある場合は使用できませんので、市民課までご連絡ください。
- ② **オンライン** スマートフォンなどで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請。

2.交付通知書の受け取り

申請後、交付場所などを記載した交付通知書が申請者の自宅に届きます。

3.市民課窓口で交付

☎ 市民課 市民係 ☎22-1134

交付通知書を受け取ったら、市役所1階の市民課窓口で交付の手続きを行ってください。

個人番号カードは、マイナンバーを証明する大切なカードですので、その受け取りは、必要書類をはじめ厳格な手続きとなります。**必ず以下の持ち物を用意し、暗証番号を決めた上で、窓口にお越しください。**

個人番号カード 【表面】



【裏面】



必要な持ち物

全員

□ 交付通知書(はがき)

□ 通知カード

□ **本人確認書類**(①または②) ①次のうちから1点 住民基本台帳カード(写真付きに限る)、運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月以降に交付されたものに限る)、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書
②(①を持っていない人)「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された、市長が適当と認める書類**2点**
(例) 健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された書類、預金通帳、医療受給者証など

特定の人

□ 代理権の確認書類(15歳未満または成年後見人の法定代理人のみ)

戸籍謄本その他の資格を証明する書類(ただし、「本籍地が市区町村の区域内である場合」または「本人が15歳未満のもので、代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合」は不要)

□ 住民基本台帳カード(持っている人のみ)

暗証番号

- ①「署名用の電子証明書」の暗証番号
e-Taxでの確定申告など、文書を伴う電子申請などに利用します。
- ②「利用者証明用の電子証明書」の暗証番号
マイナポータル(来年開始予定のマイナンバーの使用記録などの確認サイト)のログインなどに利用します。
- ③「住民基本台帳事務用のアプリ」の暗証番号
住民票コードを記録し、住基ネット事務のために利用します。
- ④「券面事項入力補助用のアプリ」の暗証番号
個人番号、氏名、住所、性別、生年月日を記録し、本人確認や改ざん検知のために利用します。

英数字6~16文字。英字はA~Zの大文字、数字は0~9が使用でき、それぞれ1字以上の使用が必要です。

数字4桁。②③④は同じものにすることも可能です。

※暗証番号は生年月日や電話番号などを避け、他人に推測されにくいものにしてください。

「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせは、

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 まで

外国語

マイナンバー制度に関すること

☎0120-0178-26

通知カード・個人番号カードに関すること

☎0120-0178-27

平日 9:30~22:00(土日祝日 9:30~17:30)